

令和8年度第4回

三種町農業委員会総会議事録

会期：令和8年7月10日

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日(水) 午後1時30分から午後2時53分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	近藤 幸生
2	珍田 宇臣		
3	檜森 茂樹	14	田中 武晴
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5	相澤 光博	16	金子 英樹
6	関 昇誠	17	門間 一
		18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	佐藤 久男
9	川上 義英	20	児玉 校也
10	近藤 勘一	21	高松 薫
11	佐々木 亨	22	豊田 實

4. 欠席委員 7番 三浦 英樹

5. 欠番委員 13番

6. 事務局職員	事務局長	内藤 英子
	専門監	小松 仁
	主事	鴨田 翔太郎

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定(所有権移転)について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権設定)について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権移転)について

議案第5号 三種町農業委員会委員辞任の答申について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について

協議第2号 三種町農業振興地域整備計画(琴丘地区)の変更について

協議第3号 三種町農業委員会委員の定数に関する検討について

日程第6 報告事項

報告第1号 町外農地の権利移動について

報告第2号 農地中間管理事業推進法による利用権に関する事項の変更について

報告第3号 非農地の決定について

8. 会議概要

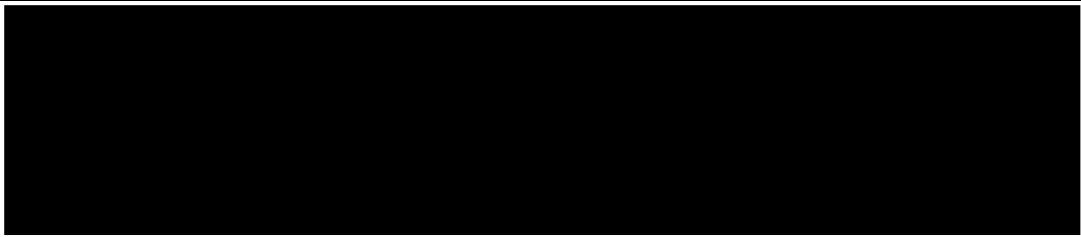
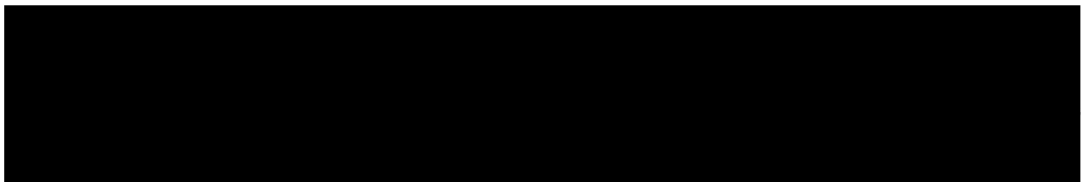
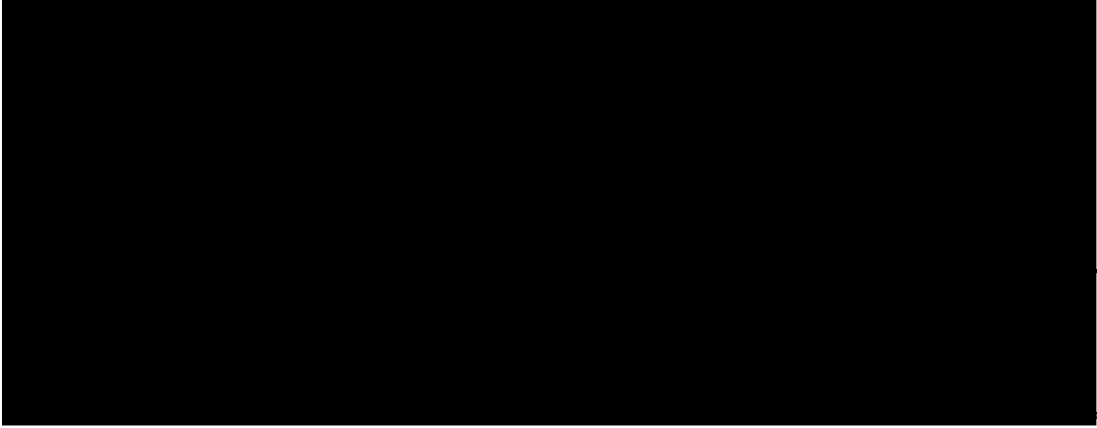
事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和8年度第4回三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、会議の進行にご協力下さいますようよろしくお願いします。 ただ今の出席委員は、20名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和8年度 第4回 三種町農業委員会総会」を開会いたします。
議 長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。 議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 17番 門間 一 委員、18番 田村 公恵 委員の両名をお願いします。
議 長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております「農地法第5条の規定による許可申請について」他、4件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について」他、2件。 報告事項は、「町外農地の権利移動について」他、2件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議ないようですので、会期を本日1日限りといたします。 日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。 日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。
議 長	それでは、議案第1号についての質疑を受け付けます。 議案第1号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。

20番 児玉 委員	20番。 場所は、鹿渡新屋敷ローソンの近くの町道の横にあります。住宅を建てるにはなんら問題は無いのですが、住宅建築予定地の裏手に70㎡ほどの他の人の農地がありまして、そこに入りができなくなるような感じでしたので、その土地の所有者宅へ訪ねてお話をしたところ、住宅建築しても良いと同意書の記入をしているそうなので、特段の問題も無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	なければ、質疑なしと認め採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第1号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第2号についての質疑を受け付けます 議案第2号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ、質疑なしと認め採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第2号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第3号の審議に入る前に、1番および2番については、 委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。 (※ 委員の退席) (退席後)
議 長	それでは、議案第3号の1番および2番の質疑を受け付けます。 議案第3号の1番および2番について、ご質問またはご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、裁決をいたします。 議案第3号の1番および2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第3号の1番および2番は、原案のとおり決定します。

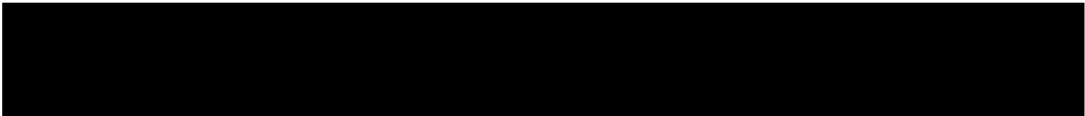
	それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された■■■■委員、議案第3号の1番および2番について、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第3号の3番から30番までの質疑を受け付けます。 議案第3号の3番から30番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 18番。
18番 田村 委員	資料の中に差し替え①と書かれているものがありますけど、議案第3号の30番ということですか。
事務局	そうなります。期間の記入を1か月間違えまして、6月になっていましたけども、正しくは7月ということになります。よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第3号の3番から30番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第3号の3番から30番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第4号の質疑を受け付けます。 議案第4号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第4号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第5号の審議に入る前に、事務局から経緯等の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第5号三種町農業委員会委員の辞任について、提案の理由及

	びその内容をご説明いたします。 本案は、[]委員から6月23日付けで辞任したい旨の届出があったものでございますが、農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されており、「正当な事由があることと、市町村長及び農業委員会の同意」があれば認められることになります。 []委員の辞任の理由は、「一身上の都合によるもの」でございますが、[] []社会通念上の一般的な良識から、やむを得ないものであると判断され、また、農業委員会の同意については、ご本人を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととされております。 また、市町村長の同意につきましては、農業委員会での同意が得られましたならば、本総会終了後に農業委員会会長より本日の総会の会議録を付けて答申書を提出し、町長の決裁日をもって当該委員の辞任日となります。 なお、三浦委員の辞任が同意された場合、委員に欠員が生じますが、三種町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条では、「罷免、失職及び辞任により委員に欠員が生じ、定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに委員を補充しなければならない。」と規定されており、欠員数が委員定数の3分の1を超えないことから、委員の補充は実施しません。 以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	それでは、議案第5号の質疑を受け付けます。 議案第5号について、ご質問またはご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第5号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画（利用権設定）（案）に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画が創設され、令和7年4月以降の新規借入、貸付等を行う場合、または、今回の長面・宮ノ目地区のように地域計画が策定された地区で利用権設定を行う場合は、農地中間管理機構を経由した促進計画に改正されました。

議 長 10番 近藤 委員	本件については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。 本案件中、No.2で契約者 [REDACTED] 借り受け人 [REDACTED] となっておりますが、農地中間管理機構を経由した促進計画となるためですので、ご承知ください。 また、本案件は、9月総会の議案となる予定ですので、委員のみなさまからご意見いただきますようお願いいたします。 事務局からの説明が終わりましたが、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 10番。
---------------------------------	---

	
議 長	ただ今の、近藤委員からのご意見に対し、賛成または反対の立場から意見がありましたら、挙手願います。 5番。
5番 相澤 委員	
事務局	今現在の書類作成にあたって、町の農業公社経由で、データでの提出となっており、2か月後の議案の際は県農業公社との契約になるわけですが、そのタイミングでは、この案件とは別ですが今月の議案にかかったものが、公告7月15日となりまして、今、一番上にの契約があがっていますが、県公社との契約時点で、契約内容に署名があるものを求めて、2か月後の議案を作成します。ですので今回は、データの提出のみとなり、署名などの書類の提出は今後、今回の協議案件が承認された以降に契約行為に入っていく、そこで署名してもらうという流れであると理解しております。
5番 相澤 委員	
議 長	1番。
1番 渡部 委員	

近藤 委員	
議 長	3番。
3番 檜森 委員	一度休憩して、みなさんでざっくばらんに話ませんか。
議 長	ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻:午後 2時00分) (再開時刻:午後 2時28分)
議 長	会議を再開いたします。
議 長	今回の案件、保留にして後で再度あげてもらいますか。この状態だと通すわけにもいきませんので。後日、この案件に関係している人で会議があると聞いています。
10番 近藤 委員	会議はあります。その時にまた話し合います。そして保留にしていただければありがたいです。関係する人が集まり、署名が集まれば再提出。そのような形にすれば一番自然だと思います。
議 長	それでは、みなさん保留ということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」)の声あり
10番 近藤 委員	
3番 檜森 委員	

10番 近藤 委員	
5番 相澤 委員	今後、同じような案件が出ることを想定していくと、会議や説明会の添付資料、もしくは、合意に自署・押印をしてもらった写しを添付してください。など、そのようにしていかないといけないのではないのでしょうか。
10番 近藤 委員	それが確実であると思います。自分の名前が書いている自署と捺印、それらが含まれた同意書が提出されればそれが確実だと思います。
5番 相澤 委員	所有権移転などの時も、要約など見て、田んぼ設定、所有者誰々など必ず確認しています。だとすれば、そういう証明書類は必要になってくると思います。
2番 珍田 委員	ちなみに確認なんですけども、16日の集まりはどのような参集範囲なんですか。
10番 近藤 委員	おそらく、34名全員の地権者に対して案内を発送していると思います。
2番 珍田 委員	つまり、全員集まるということですか。
10番 近藤 委員	そうですね。ですが、全然耕作していない人もいるので来るのは、20人くらいかなと個人的には思っています。
議 長	12番。
12番 近藤 委員	
10番 近藤 委員	
議 長	協議案件第1号1番から33番については、保留ということで行きます。 協議案件第1号34番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手

	願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件1号34番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、協議案件第2号の「三種町農業振興地域整備計画(琴丘地区)の変更について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	農政の方から担当の職員が来ますのでお待ちください。
農政係	農林課農政係の伊藤と申します。よろしくお願いします。 三種町農業振興地域整備計画書(琴丘地区)変更についてご説明いたします。まず、2ページの新旧対照表の変更案をご覧ください。本件は鹿渡字昼寝道下142の1、1筆を、農業振興地域から除外する土地に追加する案となっております。次に、3ページの変更理由書をご覧ください。要点だけ説明させていただきます。2番の農地利用計画の変更理由ですが、一般住宅建設のために204㎡の農地の農振除外申出があったことによります。この件については、昨日開催された三種町農業振興地域促進協議会にて協議済であります。続いて、6ページの位置図をご覧ください。申請地は、地目は畑ですが、現況は原野となっております。農地法に関しては、地目が畑ですので農地転用の手続きを要します。周辺には農地がありますが、フェンスや水路で仕切られているほか、申請地には住宅が隣接し、前面には町道があるため、付近の農地の集団化には影響がないと判断されます。最後に8ページをご覧ください。住宅建設の平面図となっております。住宅建設のほか、設備としましては物置1基、駐車スペースとしてアスファルト舗装80㎡を施工予定で、給排水設備は、町の上下水道に加入する計画となっております。路面排水、通常の汚水排水は現況通り東側に側溝がありますので、そちらに準ずる計画となっております。農振計画変更の説明は、以上となります。
事務局	今の説明に追加して、本案件につきましては、本日議案第1号の1番と同じ案件でありまして、農振地域除外事前協議中ということで会議は昨日ありましたけども、この後、縦覧期間を経て農振除外が決定したときに議案第1号の1番も本日が許可日ではなく、農振除外日に合わせた許可日となる予定でございます。以上です。
議 長	ただいまの事務局並びに農政係からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願いま

議 長	す。
事務局	挙手多数と認め、協議案件第2号は、原案のとおり承認決定します。
事務局	続いて、協議案件第3号の「三種町農業委員会の委員の定数に関する検討について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
	協議案件第3号別紙ということで、本日机に置いてあります。そちらをご覧ください。6月の総会でも農業委員会の定数について話題を提起させていただいておりますけども、それにつきまして7月総会では協議案件ということであげさせていただいております。 三種町農業委員会の定数に関する検討についてということで、1の検討理由につきまして、現農業委員の任期満了が令和9年7月19日となっており、任期満了を迎えるに当たって、農業委員が推進委員としての職責についても果たしているかの検討を行い、農政等の時勢等についても勘案した上で、定数の妥当性及び推進委員設置の必要性についての検討を行うというところでございます。2の検討結果でございます。6月の総会でみなさまからいただいた意見をまとめております。三種町農業委員会は、農地等の利用の効率及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当しており、推進委員を委嘱しないことができることとなっている(農業委員会等に関する法律第17条第1項ただし書)。農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する市町村は、区域内の農地の遊休農地率が100分の1以下であり、かつ、当該区域内の農地利用面積の担い手への集積率が100分の70以上であることとなっている(農業委員会等に関する法律施行令第7条第1項)。昨今、全国農業委員会の要請書の中には、農業委員と推進委員の併存配置の見直しとして、権能の異なる農業委員と推進委員の併存配置を両委員の総数を減ずることなく一本化を図る見直しを早急に実現することを政策提言している。また、農地等の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等に公表している。情報の公表については、PDCAサイクルが適切に働くようにする必要があるので、区域内の農地等の利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画を作成するとともに、活動計画の点検・評価結果をホームページで公表している。以上により、三種町農業委員会の活動において農地等の利用の最適化の推進は、十分に果たされていることから、農業委員等の定数の見直しを行わず、次期改選においても定数22人とする。という検討結果で今回別紙として出させていただきました。これについて、みなさまから反対・賛成など意見をいただければということで、今回協議案件としてあげさせていただいております。よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第3号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	無いようですので、「その他」に入ります。 事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。 事務局。
事務局	【農業経営基盤強化準備金制度の改正内容のお知らせについて】 【能代山本地区農業委員会交流会の開催について】
議 長	交流会の参加について賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手が少数ですので、三種町農業委員会は不参加ということでよろしいでしょうか。 （「異議なし」）の声あり
議 長	他にありますか。
議 長	ほかに無いようなので、次回の総会の開催について、令和8年度第5回総会は、8月10日（月）、午後1時30分からとして、よろしいでしょうか。 （「異議なし」）の声あり
議 長	それでは、次回の総会は、8月10日（月）午後1時30分とします。 以上をもちまして、令和8年度 第4回 三種町農業委員会総会を閉会します。 ご苦劳様でした。

上記会議の次第を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令8年7月10日

三種町農業委員会会長

豊田 實

議事録署名委員 17番

門間 一

議事録署名委員 18番

田村 公恵